

# 火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和6年6月5日更新】

1	
防火対象物の所在地	秋田県能代市出戸本町 12 番 42 号
防火対象物の名称	株式会社ハカマタ
命令を受けた者の氏名	袴田誠一
根拠法令	消防法第 17 条の 4 第 1 項
命令事項	令和 3 年 5 月 12 日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置すること。
命令年月日	令和 3 年 2 月 12 日
管轄消防署	能代消防署 ※消防本部消防長による命令

2	
防火対象物の所在地	秋田県能代市字中関 2 番地、36 番地
防火対象物の名称	有限会社加賀材木店 第 1 工場
命令を受けた者の氏名	加賀 満
根拠法令	消防法第 17 条の 4 第 1 項
命令事項	令和 5 年 4 月 17 日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
命令年月日	令和 4 年 12 月 15 日
管轄消防署	能代消防署

3	
防火対象物の所在地	秋田県山本郡三種町鵜川字西鵜川 10 番地 1
防火対象物の名称	小川孝茂個人所有建物
命令を受けた者の氏名	小川孝茂
根拠法令	消防法第 17 条の 4 第 1 項
命令事項	1 令和 6 年 1 月 5 日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和 6 年 1 月 5 日までに、上記防火対象物全体に自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和 5 年 10 月 5 日
管轄消防署	三種消防署

4	
防火対象物の所在地	秋田県能代市畠町8番11号
防火対象物の名称	有限会社グランドファミリー家具のたなか
命令を受けた者の氏名	有限会社グランドファミリー家具のたなか 取締役 田中省平
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	1 令和6年2月20日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和6年2月20日までに、上記防火対象物の1階給湯室に設置されている自動火災報知設備の受信機を、消防法に基づく技術上の規格に適合するものに取り替えること。
命令年月日	令和5年10月20日
管轄消防署	能代消防署 ※消防本部消防長による命令

5	
防火対象物の所在地	秋田県能代市字仁井田白山78番地2、81番地3
防火対象物の名称	有限会社協和商会 工場
命令を受けた者の氏名	田中 文男
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年9月24日までに、上記防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
命令年月日	令和6年5月27日
管轄消防署	能代消防署

6	
防火対象物の所在地	秋田県能代市元町3番11号
防火対象物の名称	大栄商業協同組合
命令を受けた者の氏名	大栄商業協同組合 代表理事 田中 正幸
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年11月5日までに、上記防火対象物の3階旧大栄商業協同組合事務室に設置されている自動火災報知設備の受信機を、消防法に基づく技術上の規格に適合するものに取り替えること。
命令年月日	令和6年6月5日
管轄消防署	能代消防署

※命令事項が履行されるまでの間、情報提供を行います。